

第3回東京都税制調査会

平成16年11月16日（火）18:05～18:39

都庁第一本庁舎南側33階特別会議室S6

【神野会長】 それでは、皆様お揃いになりましたので、平成16年度の第3回東京都税制調査会を開催したいと存じます。

皆様方におかれましては、本日はご多忙のみぎりご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

先日の第2回目の総会に引き続きまして、本日は今年度の答申案についてご審議をいただきたいと思っております。

議事に入ります前に、前回の調査会でご紹介をできなかった新任の委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介したいと存じます。事務局からお願いいたします。

【税制調査担当参事】 それでは、今回初めて総会にご出席になります新任委員の方をご紹介申し上げます。東京都出納長の櫻井巖委員でございます。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、これ以降の議事は、運営要領第2の5によりまして、非公開とさせていただきたいと考えております。皆様のご異議がなければ、そのようにさせていただきたいと存じます。

（「異議なし」の声あり）

【神野会長】 よろしいですか。それでは、申しわけございませんが、これ以降の議事は非公開とさせていただきますので、関係者以外の方々はご退席いただけるようにご協力いただければと思います。

（プレス関係者等退席）

【神野会長】 それでは、審議に入りたいと思いますが、お手元に議事次第があるかと思っております。申すまでもありませんけれども、本日は平成16年度、今年度の東京都税制調査会の答申案の審議になります。前回の調査会で、この答申案につきまして委員の皆様方からご意見をお出しいただきました。そのときにご了解いただきましたように、私と事務局とで皆様のご意見を反映すべく整理させていただいて、本日もご提案させていただくというふうに申し上げたところでございます。大筋のところはご了解いただいたと理解させていただいておりますけれども、私と事務局の方で手直しをさせていただきました案に

つきまして、事務局から説明をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

【税制部長】 それでは、私から答申案の修正につきまして説明させていただきたいと思います。座って説明させていただきますこととお許しいただきたいと存じます。

前回の調査会で委員の皆様から頂戴いたしましたご意見を元に、今お話がありましたように、神野会長とご相談をさせていただきまして、修正後の「平成16年度東京都税制調査会答申案」と「答申案の概要」、それから1枚ペーパーの「修正案」を作成し、お手元に配付させていただいております。本日は、厚い冊子の「答申案」と1枚ペーパーの「修正案」に沿って修正箇所についてご説明申し上げたいと存じます。

まず、前回の調査会でご指摘をいただきました文の修正について、説明させていただきます。恐れ入りますが「答申案」の61ページをお開きいただきたいと存じます。下から5行目の「むすび」の最後の部分でございます。それからもう1枚、1枚ペーパーの「修正案」というのがございますので、それをご覧いただきたいと存じます。比較をしながら、ご覧いただきたいと存じます。

前回お示しました案では、修文前の欄にお示しておりますように、「本年度の当調査会の答申は、地方税制改革という視点から、わが国の将来を見ようとした提言である。この答申が真の地方分権の実現に向けた地方税制改革論議の契機となることを願ってやまない」、こうなっております。委員から強い表現で締めくくるべきであるとのご意見を頂戴いたしましたので、修正案の欄にお示しておりますように、「本年度の当調査会の答申は、地方税制改革という視点から、わが国の将来の設計を企図した提言である。この答申が真の地方分権の実現に向けた本格的な地方税制改革論議を巻き起こす突破口となり、都をはじめとする全国の地方自治体が連携しながら、地方分権の理念に沿った抜本的な地方税制改革の実現に向けて邁進するよう、強く期待してやまない」という表現とさせていただき、あわせて地方の体制を具体化する点にも若干触れさせていただきました。

次に、事務局の方で急遽追加させていただきました箇所について、説明させていただきたいと思っております。

お手元に、「三位一体の改革を推進するための地方税財政制度」という横長の資料を配付させていただいております。恐縮でございますが、これをご覧いただきたいと存じます。

これは、昨日の夕刻から夜にかけて開かれました経済財政諮問会議におきまして、麻生総務大臣から提出されたものでございます。

この資料の2ページをご覧いただきたいと存じます。「財政力格差の拡大への確実な対応」と表題にございます。この中の一つに、真ん中の◎でございますが、「法人事業税の分割基準の見直し」が挙げられております。

それからもう一つ、4ページをご覧いただきたいと存じます。表題に「(参考1)東京(不交付団体)への税収集中問題」とございます。上段の表の方の中をご覧いただきますと、真ん中に3,000億円とございますが、これは10%比例税率化による税源移譲額でございます。その右に国庫補助負担金の廃止縮減額として2,400億円とございまして、その差、右側にございます600億円が税源移譲による増収額であるとしております。これを法人事業税の分割基準の見直し等によりまして、右の方にご

ございますように、偏在を極力ゼロに近づけるとしております。これが不合理であることを答申案に追加してございます。

恐れ入りますが、答申案に戻っていただき、24ページをお開きいただきまして、(4)をご覧いただきたいと存じます。

今回新たに追加させていただきました部分が、ただいまご覧いただいております(4)でございます。答申案に沿って説明させていただきますと、最初の10行が、ただいまご説明申し上げた部分がございます。「すなわち」以降をご覧いただきますと、総務大臣案が牽強付会の見解であること、理由を申し上げますと、地方6団体の国庫補助負担金の削減案に基づいて試算した結果によりますと、都単独で見た場合に、都の個人住民税の税源移譲額は1,300億円でございます。国庫補助負担金の削減額が1,800億円でありまして、削減額の方が大きく、差引500億円の減額となります。答申にはあえて詳しくは書いてございませんが、特別区や市町村の税源移譲額は1,700億円、国庫補助負担金の削減額は600億円、差引1,100億円の増収でございます。にもかかわらず、総務大臣案では、都の差引500億円の減収と、特別区や市町村の差引1,100億円の増収をあえて合算しております。

以下、答申案をご覧いただきますと、これは「大都市を狙い撃ち」にした税収の均てん化そのものを目的とした単なる数字合わせにすぎません。

そればかりか、地方交付税改革を中心とした地方税財政制度の提言の中に、地方交付税の不交付団体である東京都と特別区や市町村をあえて合算した数値を示すということは、都道府県や市町村の自治体間の税源偏在の問題を、交付団体との対立を煽るかのように「東京」と「地方」の対立構造にすり替えるものでございまして、極めて不当であると言わざるを得ません。

このような形で法人事業税の分割基準の見直しを持ち出すことは、特別区や市町村の個人住民税の増収分を都の道府県税収で調整しようとするものでございまして、全くの筋違いであるということが述べられてございます。

引き続きまして、もう1枚の資料でございますが、谷垣財務大臣の提出資料をご覧いただきたいと存じます。

恐れ入りますが、表紙を1枚おめくりいただきまして、表題をご覧いただきたいと存じます。「総務大臣提出資料に関する留意点」とございまして、この内容は、主に地方交付税の削減を中心にして書かれているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページの下の方に「6」というのがございますが、こちらをご覧いただきたいと存じます。それから、先ほどの答申本文の25ページの(5)をあわせてご覧いただきたいと存じます。

谷垣財務大臣の提出資料によりますと、地方への財政負担の強化が基調になっておりまして、地方交付税の不交付団体の増加も、地方交付税総額の縮減と基準財政需要を限定することによるべきであるとしておりますが、これも不適切な主張でございます。

この理由でございますが、三位一体改革における税源移譲の目的は、本来、できるだけ多くの自治体

が地方交付税の交付を受けないで自立した財政運営を行うことができるようにすることが基本とすべきでございます。直ちに地方財政の圧縮自体につながるものではないはずでございます。税源移譲こそ、三位一体改革における中心となるべきものであるということがここでは述べられてございます。

以上が修文の箇所でございますが、これ以外にも表記の不統一な部分であるとか、あるいはよりわかりやすい表現に改めさせていただいた箇所がございます。会長ともご相談の上、事務局で修正させていただきました。内容の変更を伴うものではございませんので、お許しをいただきまして、説明は省略をさせていただきたいと存じます。よろしくご了承いただきたいと存じます。

なお、答申の本文に添付させていただきます参考資料案を別冊でお手元に配付させていただいております。あわせて、よろしくご了承いただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

【神野会長】 はい、どうもありがとうございました。

今、事務局の方から説明がありましたように、大きく言うと三点ですね。一番最後の細かな点を一点と数えますと、それは文言上「てにをは」を修正したものでございます。これはちょっとお許しをいただければと思います。それを除きますと大きく二点になります。

一つは、前回委員の皆様方から出た意見として、締めくくりのところをもう少し将来への方向と意気込みみたいなものを明確に示すようにという山崎委員からのご意見がございましたので、少し積極的にと申しますか、最後の締めくくりのところを、方向性を明確に示した上で展望を出してまとめさせていただいたというのが第一点でございます。61ページです。

それから二点目は、趣旨はこれまでも書いてあったことなのですが、昨日の経済財政諮問会議において、総務大臣と財務大臣から出された二つの提案について、この税制調査会の答申案の論理を突き詰めていけば、おかしいのではないかという点を二点書かせていただいているということです。

一つは、本来税源移譲を中心とすべきものを、地方財政の圧縮論にすり替えている。もちろん非効率的な部門は非効率的な部門として、地方自治体は努力をしていくことは言うまでもないことなんですけれども、上から一律に圧縮するというのは、分権を進めるという趣旨に反するだろうということです。

それからもう一つは、それと関連して総務大臣から出てきた意見から言えば、税源移譲によって生じてくる「東京プロブレム」と言われているような問題を、事業税の分割基準の見直しによって、それを是正するというのは、本末転倒になってしまっているのではないかという点をつけ加えて書かせていただいているという、二点が大きな修文の点でございます。

それでは、本日、できれば本年度の最終の調査会にして、この答申案で皆様のご了解を得られればと思いますので、案全体につきましてご意見、ご質問等をお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

【古館特別委員】 最初に質問ですけど、今の最後の地方交付税関係ですけど、今日の税制調査会の委員さんには、すべて今日ここでこういう案文というか、示されたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【神野会長】 事前についているというふうに私は理解したんですが、昨日連絡していただいているん

ですよね。

【税制調査担当参事】 最後の昨日出ました経済財政諮問会議に対します文章につきましては、今日初めてお出ししているところでございます。

【神野会長】 昨日のうちに送っていない。

【税制調査担当参事】 今日修文ができましたので、申しわけありませんが今日になりました。

【神野会長】 すみません、昨日の夜、私のところと電話でやり取りをしたということなので、申しわけありません。

【古館特別委員】 意見を述べさせていただいていいですか。

【神野会長】 はい、どうぞ。

【古館特別委員】 それでは、ご苦労さまです。意見を述べさせていただきたいと思います。

小泉内閣のいわゆる骨太方針に基づく三位一体改革が、国庫補助金の廃止・縮減、地方交付税の縮小・見直しを先行して行った上で、税源移譲を考えるというものだということがいよいよ明らかになってきております。こうした中で、都税調が税源移譲についての提言を行うという意義について否定するものではございません。しかし、今回の答申案が従前どおり個人住民税の充実を所得税からの税源移譲により、また、地方消費税の充実を消費税からの税源移譲によって図っていくというものです。今回、住民税のフラット化が引き継がれるものになっております。

消費税につきましては、5%の中での問題とはいかないことは、既に財界のみならず政界も巻き込んで消費税の増税が主張されていることから明らかであります。

私は、自動車関連の税金こそ一般財源化して、これらを税源移譲の対象の一つとして検討するなど、低所得者や自営業者などへの税負担の増大は極力回避すべきだと考えております。

さらに、答申は、消費税や一般外形標準課税、炭素税など、応益負担へのシフトが顕著になっております。私が本来の税のあり方の基本は、応能税こそ原則にすべきだと考えております。弱い立場にある人の税負担の増大を解消すること、これは今日における重要な喫緊の課題であると考えています。

最後に、道路財源の必要性にかかわって、国直轄事業負担金が触れられていますが、これこそ縮小・廃止を求める必要があることを指摘させていただきまして、意見とさせていただきます。

以上です。

【神野会長】 古館委員からは、再三今の点をご指摘をいただいておりますけれども、税制調査会の大多数の意見で、前回もこのようにまとめてさせていただいて、古館委員も「全体のこととしてはやむを得ないけれども、自分は個人として」ということでまとめさせていただければと思います。

【古館特別委員】 それは承知しております。

【神野会長】 ここでは、特に私どものところは、都の税制調査会の方向としては、弱いものに配慮するという今のご趣旨のところは、控除ではなく、むしろ手当にというところを書いておまして、控除でするにしても所得控除から税額控除に、税額控除から給付にするというのが、貧しい人たちに対する優しい配慮だろうという趣旨に乗っかっております。例えば特定扶養控除などについても、高校生で教育費がかかりながら、もともと所得税や住民税を納めていない貧しい人々にとっては、控除を拡大され

でも全く意味のないことなので、むしろ手当でいくべき筋合いだろうといことは述べておりますので、ご了解いただければと存じます。

ほかにご意見やご質問ございましたら、承っておきたいと思えます。

(「なし」という声あり)

【神野会長】 よろしいですか。はい。

それでは、ご了解をいただいたということにさせていただきます、またご意見も出していただきまして、そうした点は重々肝に命じながら、今年度の答申を原案どおりに決定させていただきたいと思えます。決定させていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

【神野会長】 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

ただいまご承認をいただきましたので、お手元にっております「平成16年度東京都税制調査会答申—税源移譲を中心とした地方税制改革—(案)」の(案)というのを切り落とさせていただきたいと思えます。後日、この(案)をとった正式なものを事務局の方から委員の皆様方にはご送付させていただきたいと考えております。事務局から特に何かございましたら。

【主税局長】 主税局長の山口でございます。事務局を代表しまして一言御礼のご挨拶をさせていただきますと思えます。

ただいま本年度の答申を決定いただきまして、誠にありがとうございます。また、神野会長を初め委員の皆様方には、大変お忙しい中、調査会の運営に尽力、そしてご協力を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

東京都といたしましては、これまでも地方主権の確立に向けて取り組んでまいりましたけれども、今後とも、全国の自治体、関係機関と連携を図りながら、地方分権の理念に沿った改革の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、税源移譲による地方税の充実、また、21世紀を担うあるべき地方税制の確立に向けた地方税制改革に引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【神野会長】 それでは、最後に、私の方からも委員の皆様方に御礼を述べさせていただきたいと存じます。

本日、委員の皆様のご協力を得まして、今年度の答申案をまとめることができました。これも内田副会長を初めとして、委員の皆様方の絶大なるご協力の賜物と心より感謝をいたしております。

また、今年度は、例年にも増して小委員会の方で、本日欠席されておりますけれども、青木小委員長のもとで、数多い回数を重ねた審議をしていただきました。小委員会の方にご参加いただきました委員の

皆様方、本当にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

改めて私の方から言うまでもないことですが、問題提起といいますでしょうか、方向性を改革では間違えてはならないと思います。スウェーデンでは子どもたちに正しい問題の提起をすれば、そこに答えの半分は含まれているというふうに教えております。逆に言えば、間違った問題の提起をすれば、その問題の回答を幾らうまく書こうとしても、大きな過ちを犯すということになると思います。

三位一体の改革は、先ほども言いましたけど、もともと三位一体というのは、補助金や交付税を削減するというのが先行して、税源移譲が先送りになるというのを一緒にしてほしいということで「三位一体」という言葉が使われているわけですので、税源移譲というのが軸にならなければ本来おかしいことだと思います。

かつ、地方税制、地方財政の改革というのは、地方自治体に財政面での自己決定権を与える。そのことによって、国民は身近な公共空間でもって、自分たちの共同の財布である財政をコントロールできることになるはずであるという、本来の目的を見失ってはならないと思います。今年度私どもがまとめ上げた答申案、「案」がとれましたけれど、ご承認いただきました答申は、まさにこうした問題の提起を間違うなということを繰り返し主張しているところでございます。税源移譲が三位一体の改革の軸にならなければならないし、地方財政の改革をなおざりにして改革を行っても未来の方向性を失うだろう。そして、その税源の移譲や税制改革の方向性も、基幹税を軸にして地方税制の改革をきちっと行うべきだということを私ども再度ここで繰り返したということです。

それから先ほど古館委員の方からもお話がありましたけれども、ここでは自動車税など関連した税目も扱っているということが、今年度の私どもの答申の特色として言えるのではないかというふうに思います。

本日ここでご了解をいただきました答申が、東京都民に広く読まれ、都民だけではなくて、日本国民全体に広く読まれて、大きな波紋となるということを期待をいたしておりますし、それから私どもこれから答申をいたします知事及び東京都の行政を担っている方々にも、この答申を踏まえたご努力を一層期待するものであります。

そして、この答申が私たち大人の責任として、子どもたちが未来に希望が持てるような、ここでもビジョンを繰り返し書くようにというご指摘がございましたけれども、子どもたちに未来に希望を取り戻すようなビジョンとして結びついていくことを願ってやまないところでございます。

最後に、私、不行き届きだったんですけども、日夜を分かたず努力していただいた事務局の皆様方に心より御礼を申します。どうもありがとうございました。

それでは、本日のこの後の予定につきまして、事務局の方から連絡及び説明をしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

【税制調査担当参事】 それでは、この後この会議室におきまして、ただいまご承認をいただきました答申の手交式を行いたいと存じます。

なお、本日は知事が不在でございますので、神野会長より知事代理でございます福永副知事にお渡しいただきたいと存じます。

プレス関係者等も入室させていただきまして、準備が整い次第始めさせていただきますので、委員の皆様には、恐れ入りますがその場の席でお待ちくださいますよう、お願いいたします。

以上でございます。

(答申文の手交)

【税制調査担当参事】 それでは、福永副知事よりご挨拶をいただけますでしょうか。

【福永副知事】 副知事の福永でございます。ただいま神野会長から今年度の答申を頂戴いたしました。大変皆様お忙しい中にもかかわらず、大変熱心にご討議をいただき、答申としてお取りまとめをいただきました。委員の皆様方のご労苦に対しまして、都を代表いたしまして心から御礼を申し述べさせていただきますたいと存じます。

さて、東京都税制調査会からは、平成12年度以来、これまで四度にわたりましてご答申をいただき、その都度、国や地方自治体から注目を浴びてまいりました。五回目の答申となります本年度は、12年度答申で初めてご提言を賜りました税源移譲に関しまして、いわゆる三位一体の改革をめぐる動きが混沌として、税源移譲そのものが後戻りをするのではないかというような状況にありまして、改めてご提言をいただくとともに、地方分権下におきます、あるべき地方税制に関する様々な方策につきまして、ご提言をいただいたわけでございます。

東京都といたしましては、この答申のご提言の内容を真摯に受けとめまして、行財政運営の推進に全力を傾けて取り組んでまいりますので、今後とも委員の皆様方からのご支援、ご協力をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

以上で、私からの御礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【税制調査担当参事】 それでは、これにてすべての予定を終了させていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。